

岩手県告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 宮古市日立浜町32の23、32の78から32の83まで、32の89から32の91まで
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 宮古市日立浜町32の23、32の78から32の83まで、32の89から32の91まで
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅